

旧			新		
(使用時間)			(使用時間)		
第9条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			第9条 センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。		
別表(第11条第2項関係)			別表(第11条第2項関係)		
施設	使用料(1時間当たり)		施設	使用料(1時間当たり)	
	市内	市外		市内	市外
市民ホール	円 1,650	円 3,300	市民ホール	円 1,900	円 3,800
パソコン研修室	380	760	パソコン研修室A	700	1,400
大学習室	1,680	3,360	パソコン研修室B	750	1,500
第1学習室A	510	1,020	大学習室	2,000	4,000
第1学習室B	970	1,940	第1学習室A	550	1,100
第2学習室	970	1,940	第1学習室B	1,000	2,000
第3学習室	590	1,180	第2学習室	1,000	2,000
ミーティングルーム	740	1,480	第3学習室	700	1,400
和室	380	760	和室	400	800
調理講習室	530	1,060	調理講習室	550	1,100
美術工芸室	610	1,220	美術工芸室	650	1,300
音楽室	750	1,500	音楽室	750	1,500